

山梨県立大学アドミッションズ・センター規程

(平成30年4月1日制定 大学第8701号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則（以下「基本規則」という。）第28条の2第2項の規定に基づき、山梨県立大学アドミッションズ・センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターは、基本規則第28条の2に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 入学者選抜の改善方策に係る調査・分析等に関する事項
- (2) 学生募集に係る高校訪問に関する事項
- (3) 高校教員対象の学校説明会に関する事項
- (4) 本学広報の総括・割り振りに関する事項
- (5) 本学に関する情報の提供と活用に関する事項
- (6) その他入学者選抜及び広報に関する事項

(組織)

第3条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 教員
- (3) 事務職員

(センター担当の教員の指名)

第4条 第3条第2号の教員は、各学部の教授会が選出した専任教員とする。

2 前項の規定により選出する専任教員の数は、各学部2名とする。

3 第1項の規定により選出された専任教員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(センター担当の事務職員の指名)

第5条 第3条第3号の事務職員は、学生支援課の職員2名、池田事務室の職員1名とする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。